

## すまい給付金について

	収入額の目安	都道府県民税の所得割額※	給付基礎学
消費税 8%の 場合	425万円以下	6.89万円以下	30万円
	425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
	475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円
消費税 10% 場合	450万円以下	7.60万円以下	50万円
	450万円超525万円以下	7.60万円超9.79万円以下	40万円
	525万円超600万円以下	9.79万円超11.90万円以下	30万円
	600万円超675万円以下	11.90万円超14.06万円以下	20万円
	675万円超775万円以下	14.06万円超17.26万円以下	10万円

※神奈川県は、住民税の税率が異なるため、所得割額が上表と異なります 4.025%

### □新築工事(工期完了後1年以内で居住実績のない住宅)の給付対象要件

住宅ローン 利用者の 要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自らが入居する</li> <li>●床面積が50㎡以上</li> <li>●工事中の検査により品質が確認された次の住宅               <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅瑕疵担保責任保険に加入</li> <li>②建設住宅性能表示制度を利用 等</li> </ul> </li> </ul>
現金取得者の 追加要件	上記の住宅ローン利用者の要件に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>●フラット35Sの基準※を満たす</li> <li>●50歳以上(住宅を引き渡された年の12月31日時点)</li> <li>●収入額の目安が650万円以下 (都道府県民税の所得割額が13.30万円以下)</li> </ul>

※耐震性(免震住宅)、省エネルギー性、バリアフリー性または耐久性&可変性のいずれかに優れた住宅

## 「住宅ローン減税」の控除額について

(消費税8%、10%で住宅取得した場合)

住宅のタイプ	控除対象 借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額	消費税5% のときは
一般住宅	4,000万円	1.0%	10年間	400万円	⇐200万円
認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円			500万円	⇐300万円

- 「認定長期優良住宅」とは「長期優良住宅法」に基づき、耐久性・耐震性・維持保全容易性などの基準を満たして認定される住宅のこと。
- 「認定低炭素住宅」とは「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、認定される住宅のこと。基準のポイントは、
  - ①外皮性能に関する基準が改正省エネ基準に適合していること
  - ②一次エネルギー消費量が改正省エネ基準のマイナス10%であること
  - ③節水機器の設置やHEMSの利用など、低炭素化に有効な項目を2つ以上満たすこと、など。